参考資料3

姫路市の概要



令和2年8月27日 中播磨 新地域ビジョン検討委員会



1. 姫路市の市勢-人口約53万人、面積534㎞-

① 播磨平野のほぼ中央に位置し、総面積は約534km。豊かな森林丘陵地から田園、河川、瀬戸内海の島しょまで恵まれた自然環境を有する。比較的、温暖な気候で自然災害も少ない地域。

② 明治22年の市制施行以来、数度の市町村合併を行い、JRや山陽電気鉄道、高速道路網、港湾など交通の利便性が高い環境を活かした商工業都市として、播磨地方の中心都市として発展。

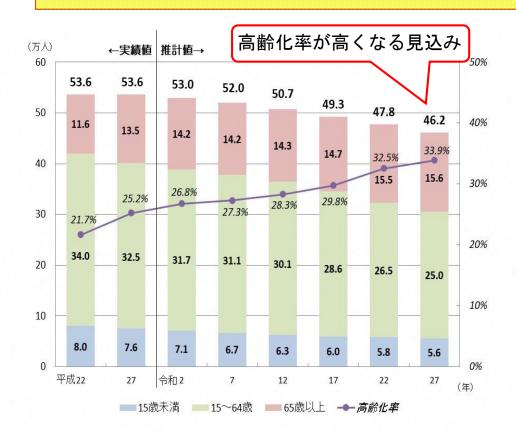
③ 総人口は、平成27年の53.6万人がピーク、 令和27年には46.2万人と推計 ■

④ 自然増減の減少幅が拡大、社会増減の減少幅は平成30年以降、増加に転換

⑤ 製造品出荷額等は高水準を維持、年間商品販売額は回復傾向



2.人口、世帯数の推移と見込み-高齢化と単独世帯の増加-



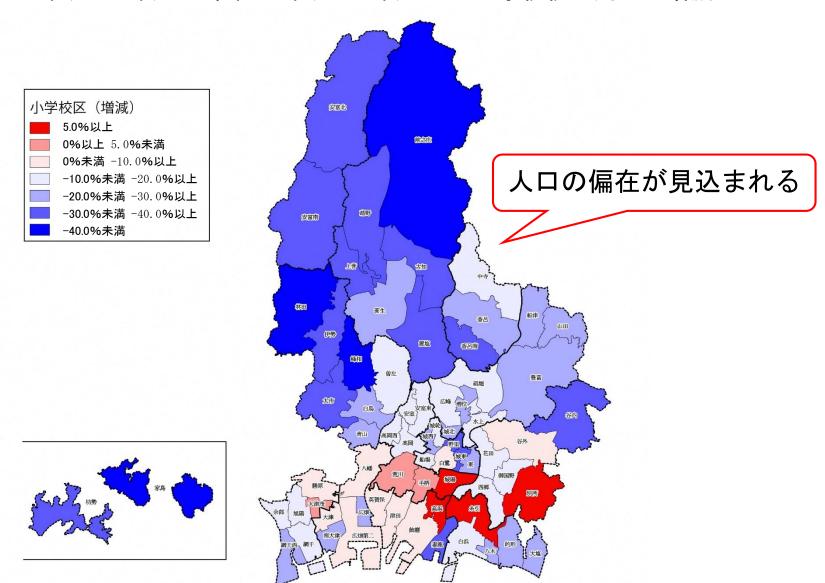
年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

世帯類型別の世帯数及び単独世帯比率の推移



3.小学校校区の人口増減-人口の減り方は一律ではありません-

平成27年(2015年)から令和27年(2045年)までの小学校校区別人口増減



4.経済指標

産業別就業者数の推移(従業地ベース)



年間商品販売額の推移



(注) 平成17年以前は、旧4町地域(家島町、夢前町、香寺町、安富町)を含む。 (資料) 総務省「国勢調査」

(注)平成16年以前は、旧4町地域(家島町、夢前町、香寺町、安富町)を含む。 (資料)経済産業省「商業統計調査」、総務省「経済センサス-活動調査」

製造品出荷額等の推移



(資料) 経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサス」

5.まちづくりの課題

- ① 人口減少と少子高齢化の進行
- ② 市民の意識と求められる公共サービスの変化
- ③ 高度情報化による新しい社会の到来
- ④ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた動き
- 5 大規模自然災害等への危機感の高まり
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の変化





6.まちづくりの方向性-令和2年度の主要な取組み-

「活力あふれ、人が輝く、生きがい先進都市」の実現に向けた3つのメインテーマ

- 1. 「命」を大切にする市政
 - 安心の医療提供体制づくり
 - 災害に備えたまちづくり
 - いきいきとした生涯現役、地域福祉 など



- 2. 「一生」に寄り添う市政
 - すこやかな成長を支える子育て支援、魅力ある教育の推進
 - 人が集まる施策の展開
 - 地域の活性化を推進、ひめじ創生の推進
 - 市民協働のまちづくり など
- 3. 「くらし」を豊かにする市政
 - おもてなし観光の推進、活力あふれる産業振興
 - 「スポーツ都市、音楽のまち・ひめじ」の推進
 - 公共交通網の利便性の向上
 - 市民に寄り添うスマート自治体 など



文化コンベンションセンターの整備(イメージ)

7.これまでの総合計画と新しい総合計画の策定

総合計画	都市像	推計人口
姫路市総合基本計画 昭和45(1970)~65(1990)年度	1自然と歴史と社会を共有する連帯郷土都市 2交通と産業と経済の拡大する高度成長都市 3生命と生活と福祉の充実する人間主体都市 4感覚と知性とモラルの高揚する最適文化都市 5地域人口100万を擁する広域基幹都市	62万人
改訂姫路市総合基本計画 昭和51(1976)~65(1990)年度	1自然と歴史と社会を共有する連帯郷土都市 2交通と産業と経済の発展する活力成長都市 3生命と生活と福祉の充実する人間主体都市 4感覚と知性とモラルの高揚する最適文化都市 5伝統と便益と蓄積の濃化する播磨地方中核都市	56万人
姫路市総合計画 昭和61(1986)~75(2000)年度	【前期重点目標】 活力ある人間性豊かな都市・姫路	50万人
姫路市総合計画基本計画改訂版 平成8(1996)~12(2000)年度	【後期重点目標】 「安全で安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」	50万人
姫路市総合計画「姫路21世紀プラン」 平成13(2001)~24(2012)年度	安全で安心して快適に暮らせる心かよう交流の都市・姫路	50万人
姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」 平成21(2009)~令和2(2020)年度	生きがいと魅力ある 住みよい 都市 姫路	53万人
新総合計画 令和3(2021)~令和12(2030)年度	ともに生き ともに輝く にぎわい交流拠点都市 (構想案)	51.8万人

策定審議経過及び今後の予定

令和元年	7月	総合計画策定審議会 第1回全体会議開催 (基本構想を諮問)
	8月~11月	分野ごとに分科会を3回開催
令和2年	1月	総合計画策定審議会 第2回全体会議開催 (基本構想案の中間報告)
	6月	タウンミーティング開催
	7月	分野ごとに分科会を2回開催
	8月	総合計画策定審議会 第3回全体会議開催 (基本構想案の答申)
	9月~10月	パブリックコメント実施、住民説明会開催
	11月	姫路市議会に基本構想案を付議
令和3年	3月	総合計画を推進する実施計画を作成
	4月	新総合計画によるまちづくりがスタート

第2次神河町長期総合計画

概要版



平成31(2019)年3月 神河町

ごあいさつ

平成27年度に策定し、強力に推進してきました神河 町地域創生総合戦略と融合させた第2次神河町長期総合 計画は、神河町の「強み」と「弱み」をしっかり把握し、 安らぎと賑わい、そしてそれらを繋ぐまちづくり「交流 から定住」の実現のため、24のまちづくり分野において、 その実現を目指す将来像が示されました。



第2次行財政改革大綱や公共施設等総合管理計画の着

実な実行とともに、行政全般におけるこれまでの各種事務事業の「総括・見直し」のもとでの「選択と集中」による、歳入確保と歳出抑制の両方を実現していきながら、地域の元気づくりに繋がるまちづくりを推進してまいります。

第2次神河町長期総合計画のまちづくりビジョン

「ハートがふれあう住民自治のまち ~大好き!私たちの町 かみかわ~」の実現に向け、引き続き、住民の皆様との協働のもと取組みを進めてまいりますので、皆様のますますの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

平成31年3月

神河町長 山名京传

● 計画の構成と期間

「第2次神河町長期総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されます。(本計画書には、「基本構想」「基本計画」を収め、「実施計画」は別途策定します。)

基本構想

- 長期的な展望に立ち、目指すべき将来のまちの姿を掲げ、それを実現する ための基本的な方針を示します。
- 計画期間は、2019 ~ 2028 年度の 10 年間です。

基本計画

- 基本構想の実現に向け、分野別のまちづくりの目標や取り組みについて示します。
- 計画期間は、「前期基本計画」が2019~2023年度、「後期基本計画」が2024~2028年度の各5年間です。

実施計画

- ●「基本計画」に位置づけられた取り組みを進めていくための具体的な事業 について示します。
- 計画期間は、3年間程度で別途定めるものとします。

基本構想

● 神河町の将来像(まちづくりビジョン)

神河町では、2007年3月に「第1次神河町長期総合計画」を策定し、その「基本構想」において "ハートがふれあう住民自治のまち" をまちづくりの将来像として掲げ、これを踏まえたまちづくりを進めてきました。

「第2次神河町長期総合計画」においても神河町の将来像(まちづくりビジョン)を継承し、その実現に向けた取り組みを進めてくこととします。

将来像(まちづくりビジョン)

ハートがふれあう住民自治のまち



● ビジョン実現に向けた基本的な考え方

将来像(まちづくりビジョン)として掲げる"ハートがふれあう住民自治のまち"の実現に向けては、"ハート"と"住民自治"をキーワードとしながら、次図に示すように"ハートが安らぐまちづくり""ハートが賑わうまちづくり""ハートが繋がるまちづくり"を基本的な考え方として設定し、これに基づくまちづくりを目指します。

【第2次神河町長期総合計画】

ハートがふれあう住民自治のまち

ハートが安らぐまちづくり

神河町に暮らす様々な住民のニーズと状況に応じた地域の安心力を高め、誰もが住み慣れた地域で活躍できる神河ライフを実現する

ハートが賑わう まちづくり

豊かな自然や資源等を活かしたまちづく りを行い、神河町の魅力を高め、定住・ 観光・交流・産業振興による町の賑わい を創出する



ハートが繋がるまちづくり

"ハートが安らぐまちづくり"と"ハートが賑わうまちづくり"を支え、推進していくために、郷土愛に基づく住民自治をより活性化するとともに、持続可能なまちづくりを進める

●まちづくりの基本目標(6本柱)

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、今後のまちづくりについては次の6つの基本目標の実現 に向けた取り組みを進めていくこととします。

基本目標1 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

基本目標 2 安心して暮らせる環境をつくる

基本目標3 美しく安全なまちを築く

基本目標 4 人が行き交い、出会うまちを創造する

基本目標 5 魅力と活力の産業を育てる

基本目標 6 安定した持続可能なまちを実現する

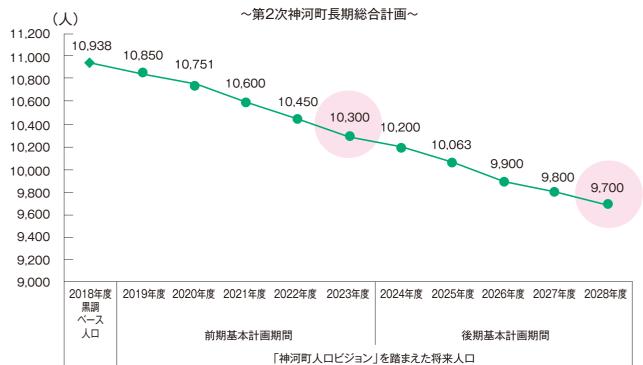
●本計画における将来人口

「神河町人口ビジョン」は、本町における長期的な人口政策の基礎とすべきビジョンであることから、本計画においてもその展望を踏まえつつ、本計画期間(2019~2028年度)の将来人口について次のように設定します。

【目標とする将来人口】

2023年度10,300人2028年度9,700人

神河町の将来人口



※国調ベース人口は、国勢調査(平成27年)を基礎とし、毎月の住民基本台帳法に基づく該当月間の移動数(自然増減・ 社会増減)に基づく集計をした人口(平成30年10月1日現在)

前期基本計画

基本目標



郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

実現を目指す将来像

子育て

- 子育てが楽しいと思えるまち
- 若いお母さんたちが活き活きと暮らすまち

教育

- 教育プログラムが充実している子ども第一のまち
- 子どもの元気な笑い声が聞こえるまち
- 未来のある子どもたちのために子育て・教育の支援があるまち

生涯学習・スポーツ

- スポーツ大会が多くあるまち
- 体育館、プールなどの施設が充実したまち
- 芸術、文化活動に関心を持つ人が多いまち

歴史・文化

- 歴史・伝統文化が伝わるまち
- 地域文化財を総合的に保存活用するまち



基本目標 2



安心して暮らせる環境をつくる

実現を目指す将来像

地域福祉

- 何かあってもみんなで助け合えるまち
- 地域が高齢者・障がい者や子どもを見守れるまち
- 困ったことや、悩みがある人たちが、気軽に相談できる場所があるまち

高齢者福祉・ 介護

- 高齢者福祉・介護サービスが充実したまち
- 高齢者が安心して暮らせるまち
- 高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまち

障がい者 福祉

- 障がいのある人も暮らしやすいまち
- 地域で支え、ともに暮らせるまち

健康・医療

- 食と農を大切にして、みんなが健康に暮らせるまち
- 医療が充実して安心できるまち
- 病気にならないまち

基本目標 3 美しく安全なまちを築く

実現を目指す将来像

自然環境· 地域景観

- 美しい自然を守っているまち
- 景観、建物がオシャレで自信のあるまち
- 神河の自然を活かした施設があるまち

生活環境

- 川や道路にゴミがないまち
- 二酸化炭素 (CO₂) を削減する環境にやさしいまち

地域情報基盤

- ネット環境が整ったまち
- 都会的なデスクワークが自然の中でできるまち

防災

- 消防団が充実・強化されたまち
- 安心できるまち
- 強力な自助・公助・共助の確立したまち

防犯・交通安全

- 犯罪のないまち
- 交通事故が発生しないまち



基本目標



人が行き交い、出会うまちを創造する

実現を目指す将来像

土地利用

- 自然(川、木など)を活かした賑わいのある駅前空間があるまち
- 住宅を取得しやすいまち
- 中心部にいろいろな機能の集約されたまち

道路・交通

- 外出できる手段があるまち
- 交通の便がよいまち
- 5つの谷が効率よく循環できるまち



交流

- 高齢者と子どもがあたたかくふれあえるまち
- 人との交流が盛んなまち
- 国際的なまち

定住促進

- 神河町で育った子が都会に出ても帰ってきたいと思うまち
- 働き場所があるまち
- 若者世代が移住・定住できるまち

基本目標 5

魅力と活力の産業を育てる

実現を目指す将来像

農林水産業

- 農業や林業で生活の成り立つまち
- 神河町の特産品を使って、町内で年配の人も若い人も働けるまち

商工業

- 個人事業者と大型店舗が共存できるまち
- 地域資源を活かした企業誘致ができるまち

観光

- 観光客に行ってみたいと思ってもらえるまち
- 観光・サービス業の充実したまち





基本目標 6

安定した持続可能なまちを実現する

実現を目指す将来像

人権

誰もが人として尊重されるまち

住民参画

• 老若男女が共助の気持ちを持てるまち

コミュニティ

- ほどよいご近所づきあいができるまち
- 地域ごとにイベントがたくさんあるまち

行財政

• 計画的かつ効率的な行財政運営のまち







神河町民憲章

互だが ちをつくりましょ 11

9

あるまちを

つく

I)

ŧ

に

支え

あ

1)

安

心

と

潤

郷土を愛い ましょう。 į 文 化 9 薫が

る

ŧ

活気に ŧ しょう。 < 喜 あふ n を る わ まちを か ち

あ

負ぜ 11 健儿 つくりましょ 家庭を育む 然人 を大切 を愛 に まちを Ļ L あ (1 た ŧ ち た

ふれあう住民自治のまちをめざして、 民憲章を定めます と人情味あふれる地域性を生かし、 わたしたちは、 豊かな自然に恵まれた環境 この

(本文)

「人権尊重のまち」宣言

豊かな自然の中で、誰もが生き生きと暮らせるまち神河町。一人ひとりが大切にされ、地域ぐるみで見守り支えあい、 ハートがふれあうまち神河町。私たち神河町民は、すべての人権をたいせつにしていこうという熱い願いを先人から 受け継いできています。しかし、今なお、現実の社会生活においては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題(女性、 子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、インターネットの悪用、その他新しい課題)が存在しています。

これらの課題を解決するために、まずそれぞれの課題について正しく理解するとともに、私たち町民一人ひとりが 自らの人権意識を高め、お互いを認め、尊重しあえる豊かな人間関係を築いていかなければなりません。私たちは、 日本国憲法および世界人権宣言のもとに、すべての人々の人権を守り明るく住みよい共生社会の実現をめざし、ここ に神河町を「人権尊重のまち」とすること宣言し、次のことを実践していきます。

- 自分の命、そしてすべての人の命を大切にします。
- ふるさとや家族を愛し、相手のことを考えて行動します。
- 部落差別をはじめ、あらゆる人権にかかわる差別の解消に向け不断の努力をします。

平成20年3月 神河町







町章



町の木 もみじ

第2次神河町長期総合計画 - 概要版 -

平成31(2019)年3月 発行・編集:神河町総務課

〒 679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地 TEL:0790-34-0001(直通) FAX:0790-34-0691

E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

VI 第1期総合戦略の検証(アンケート調査分析)

●調査概要

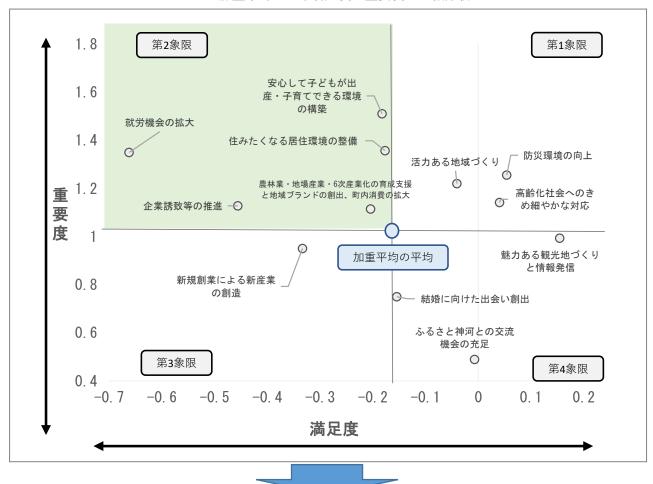
令和元(2019)年11月、満18~49歳の町民300人を対象にアンケートを行い(回答者 151人 回収率50.3%)、第1期総合戦略の取り組みについての満足度、及び今後の重要度 を聞きました。

●調査結果

取り組みの満足度については、「魅力ある観光地づくりと情報発信」や「防災環境の向上」で高い一方、「就労機会の拡大」や「企業誘致等の推進」で不満が高い状況です。 今後の重要度については、「安心して子どもが出産・子育てできる環境の構築」や「住みたくなる居住環境の整備」、「就労機会の拡大」で高くなりました。



<加重平均による満足度・重要度の2軸分析>



「第2象限」(色塗り部分)は、町民二ーズの重要度は高いものの満足度が低く、今後施策の拡充が望ましく、重点的に取り組むべき領域となります。

※結果の詳細は第2期神河町地域創生総合戦略本編参照

発行元

神河町ひと・まち・みらい課 〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64

TEL: 0790-34-0002/FAX: 0790-34-0691

第2期神河町地域創生総合戦略(概要版)

I 総合戦略策定の背景

●人口の減少と高齢化

本町では、平成27年(2015年)に、人口ビジョン・第1期地域創生総合戦略を策定し、人口減少カーブの緩和、令和2年(2020年)10,800人の達成のために、戦略的かつ総合的に取組みを進めてきました。

その結果、平成25、26年と40人台まで減少した出生数を平成27年70人、平成28年71人と目標数値80人に近いところまで回復させるなど、一定の成果を上げることができました。

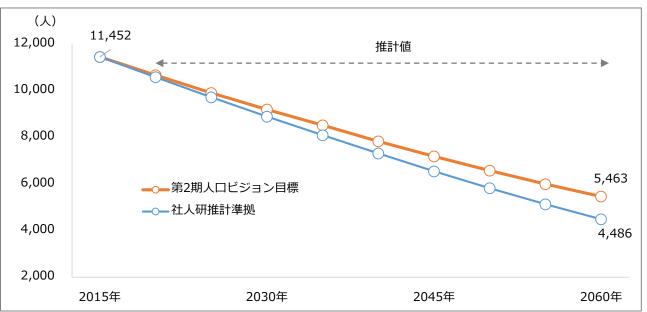
しかしながら、出生数は平成29年以降再び50人台まで減少し、転出超過の傾向(転出者が転入者を上回ること)も続いており、人口の減少は今後も続くと予想されます。

人口の減少は、地域のコミュニティ活力の低下や企業の人手不足など様々な影響を町に及ぼす と考えられ、財源や人員が限られる中、今後も切れ目のない地域創生を戦略的に進めていきま す。

●本町の目指すべき方向

本町では、希望の持てる出産・子育てサポートなど各種取組みによる出生率の回復、さらに企業誘致等町内での仕事づくり、20歳以上の転出超過の抑制に取組み、令和42(2060)年度の人口目標として、社人研推計を約1,000人上回る「5,463人」を目指します。

く総合戦略を踏まえた今後の人口目標(人口ビジョン)>



※社人研:国立社会保障・人口問題研究所

(2060年人口目標 推計の設定条件)

- ① 合計特殊出生率が2060年に2.00になるよう段階的に増加させる
- ② 生残率(各5歳きざみの年齢の人口が、5年後の年齢に達するまで生き残る生存率)は社人研「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」に基づく
- ③ 20歳代以上の転出超過が0になる

※詳細は第2期神河町人口ビジョン本編参照

第2期神河町地域創生総合戦略(概要版)

Ⅱ 総合戦略の主旨

●策定の目的

第1期地域創生総合戦略の検証結果を活かし、切れ目のない地域創生を進めるため、第2期神河町地域創生総合戦略を策定します。

●位置付け

総合戦略は、第2次神河町長期総合計画に位置づける各施策の中の、特に定住人口確保のため、総合的かつ戦略的に神河町のまち・ひと・しごと創生に向け、取り組みを推進していくものです。

●計画期間

本総合戦略の計画期間は、令和2(2020)年度~令和6(2024)年度の5年間とします。

Ⅲ 現状と課題

◆人口減少・少子高齢化への対応

人口減少によって、人手不足や後継者不足により地域経済の規模縮小が懸念されるほか、生産年齢人口(15~64歳)の減少は、税の減収や地域活動の維持が困難になると考えられます。

減少カーブをゆるやかにするための施策が重要となります。

●自然増減に対する対応

本町の合計特殊出生率 は、平成27(2015)年には1.52程度となっており近年上昇傾向ではあるものの、昭和60(1985)年前後が約2.00程度であったことを考えると低い数値となっています。また、25歳から34歳の未婚率は増加を続け、近年では男性が60%、女性が50%を超えており、晩婚化が進んでいます。

出生数の減少は、人口に直接関係することから、若い男女の結婚に向けた支援や子どもを産み育てやすい環境づくりが重要です。

●社会増減に対する対応

年代別・性別に社会動態をみると、男女ともに10代前半から30歳代後半にかけて転出超過となっており、若者が流出しています。特に女性は、20歳代後半から30歳代にかけて転入超過になっていた傾向が2005年以降に転出超過に転じており、改善傾向はあるものの、地元に戻って来なくなっています。

若年女性の減少は、出生率の低下による自然減につながり、総人口の減少に拍車をかけることにつながります。このため、転出超過の縮小を図るとともに、特に若年層の定着やUターンにより、地元定着や地元回帰を誘導することが重要です。

●生産年齢人口(15~64歳)の対策

生産年齢人口は全体的に減少傾向にあり、特に第2次産業の減少割合が大きくなっています。

生産年齢人口の減少は、地域産業の衰退や事業後継者不足による地場産業の廃業につながり、 人口減少と経済縮小の、負のスパイラルに陥る恐れがあることから、地場産業を活かした就業 機会の確保や魅力のあるしごとづくりなどにより、労働力を確保し、生産年齢人口の減少に歯 止めをかけることが重要です。

IV 総合戦略4つの基本目標

基本目標①「豊かな自然を活かし、安定したしごとを創造する」

- 本町の地域特性である、清流や高原といった豊かな自然環境、大都市からもアクセス良好な 位置にある優位性を活かし、これまで町の発展を支えてきた、農林業や商工業の維持・発 展・強化を図るとともに、魅力ある観光地づくりや地域ブランドの確立、さらには新規創業 の支援等による新産業の創造に努めます。
- 地域特性を生かした企業誘致を進めるとともに、リーダー・キーマンとなる起業人の発掘・ 誘致を進めます。

企業誘致のための用地確保、起業人・法人の発掘と誘致、創業促進事業、地場産業支援など

基本目標②「地域の魅力を高め、交流から関係、そして定住へとつなげる」

- 本町の優れた自然環境や先人の歩みなど、地域の歴史・文化や魅力を積極的に町内の子ども たちに伝え、地域愛の醸成に努め、将来のUターンを誘導します。
- 本町での勤務や滞在、大学連携や木造インターンシップ事業、田舎暮らし体験など、さまざまな地域づくり活動へ参加される方々に向け、町の魅力を伝え、関係人口として、繰り返し来訪したいという関係に発展するよう努めます。
- UJIターン者はもちろん、全ての人が、神河町に住んでみたい、住んで良かったと思えるような居住環境の形成・まちづくりを進めていきます。

若者世帯向け住宅施策の継続、Uターンにつながる地域愛の醸成、就業支援、空き家活用、 外国人就労の受入れ環境整備、関係人口の誘導など

基本目標③「希望をもって結婚・出産・子育てできる社会を実現する」

- 第1期総合戦略に引き続き、結婚・出産・子育てしやすい環境を充実していきます。
- 就労と子育てが両立できる環境整備のため、保育士の確保や一時預かりサービスを充実させると共に、病児・病後児保育サービスなど安心して子育てできる環境整備に努めます。

認定こども園の整備、保育士の確保、病児病後児保育の実施、縁結び事業、シングルマザー 支援、希望の持てる出産・子育てサポートなど

基本目標4 「安心して過ごせる豊かな暮らしを創造する」

• 地域協議会の設置、新たな拠点づくりなどにより、高齢者や子どもたちがふれあい、安心して生きがいのある暮らしを続けられる地域づくりや、防災リーダーの育成、病院ドクター等の地域巡回講座の開催など、安全で、安心できる暮らしを創造します。

地域協議会の設置、集落支援員の増員、地区防災計画作成と防災リーダーの育成支援、病院ドクター等の地域巡回講座の実施など

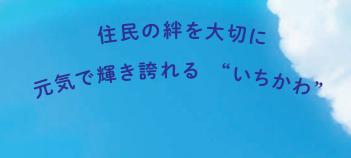
V 総合戦略の管理・推進体制

●PDCAサイクル

庁内各課にわたる総合戦略に掲げる事業の進捗管理について、戦略担当課を中心に検証作業を 行い、毎年、施策におけるKPIの達成状況をとりまとめ、神河町地域創生戦略会議・神河町議 会にて報告・点検・検証します。

●住民との連携や民間活力の活用

積極的に住民や大学、NPO団体や民間企業等と連携し、ノウハウを取り入れ、事業手法の検討等、効果的かつ効率的な行政サービスの提供に努め総合戦略を推進します。



市川町

lchikawa Town

総合計画

概要版

平成28年3月



計画策定の趣旨・目的

市川町は平成27年7月に町制施行60周年を迎えました。

国内では、急速に進む少子高齢化、各地で多発する自然災害への不安、急激な情報通信技術の発展など、社会のあり方を含め、大きな変革が求められています。

市川町でも、少子高齢化の進行や急速な人口減少、地域経済の縮小などさまざまな課題がありますが、そうした状況に的確に対応し、地域の実情に即した柔軟で戦略的なまちづくりを継続的に実施していくために、「市川町総合計画」(以下、「本計画」という。)を推進していきます。

総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ

本計画は、町の最上位計画として、人口減少の抑制と地域経済の縮小にかかる課題を克服するために「市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で打ち立てたまちづくりの施策を包含する形で、これまで継続的に行ってきた子育で支援、健康福祉、教育、防災、農業振興、公共土木などの諸分野にわたる基本構想を基に、総合的な施策の見直し、実行を推し進める計画としています。

計画の構成と期間

まちづくりの基本目標を定める基本構想の期間は、平成28年度を初年度とした平成37年度までの10年間とします。また、基本構想で示したまちづくりを実践するための事案を取りまとめる基本計画として、前半5年間を前期計画、後半5年間を後期計画の期間とします。あわせて主要施策の具体的手段として、予算編成の指針となる実施計画も、社会情勢にあわせ見直しをしつつ取り組みます。

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
				市川町	J総合計画	<u>国</u> 基本構想	₹			
		基本意	計画(前期	朝)			基本	計画(後	:期)	
			実	施計画((ローリン	グ調査を	実施)			
まな	5・ひと・	・しごと倉	削生総合戦	路		次	期総合戦	略		

まちづくりの将来像・基本施策

住民の絆を大切に 元気で輝き誇れる"いちかわ

将来人口の設定

市川町の人口は、昭和60年には15,000人を超えていたものの、それ以降は少子高齢化の進行もあり自然動態、社会動態ともマイナス傾向を示しています。

国(国立社会保障・人口問題研究所)の推計によると、10年後の平成37年には市川町の人口は10,876人、45年後の平成72年には5,644人になると推計されています。

そこで、市川町では平成27年度に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組むべき施策を着実に実施することにより、この計画の目標年次である平成37年における市川町の人口を11,100人と設定します。

土地利用の基本的方向

社会・経済情勢の変化にあわせ、今後、適切な公共サービスを提供し、高齢者も含めた多くの人が暮らしやすいまちを形成するためには、既存の機能を有効に活用しつつ、中心市街地に多様な機能が集積するまちづくりを行う必要があります。一方で、周辺地域は、恵まれた自然環境と豊かな風土、歴史的景観等の多面的な機能をもっており、まちの機能を維持するために重要な役割を担っています。

今後、これまでの土地利用の動向・変化・課題などを整理し、長期的な視点に立って、総合的かつ慎重に検討を重ねながら土地利用の見直しを行います。

住民の 絆を大切に

まちづくりの基本施策体系図

1 地域・人のつながりを大切にしたまちづくり

- 1「ふるさと」をつくる人材育成の推進
- 2 人権教育と啓発の促進
- 3 男女共同参画社会の実現
- 4 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進

住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり

- 1 体制の確立と機能の強化
- 2 地域防災力・消防力の強化
- 3 防犯体制の強化

- 4 治山治水対策の充実
- 5 交通安全の推進
- 6 消費者行政の推進

3 地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり

- 1 交流の促進と地域産業の振興
- 2 循環型社会への住民意識への高揚 4 水辺と里山の保全
- 3 再生と再利用への取り組み

快適で住みよい定住できるまちづくり

- 1 生活排水対策の推進
- 2 水道水の安定供給
- 3 道路・交通網の整備
- 4 公共交通機関の整備
- 5 情報行政サービスの向上
- 6 土地利用・住環境づくりの推進

地域のちからで支え合う福祉のまちづくり

- 1 健康づくり・医療の充実
- 2 地域福祉・障がい者福祉の充実 4 子育て環境の充実
- 3 高齢者福祉の充実

次世代の教育と豊かな心を育むまちづくり

- 1 就学前教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の充実

- 4 生涯スポーツの充実
- 5 自主的な活動に対する支援

7 まちづくり計画の推進

- 1 町民に開かれた町政の運営
- 2 行財政の効果的・効率的運用
- 3 広域行政の推進

施策の基本方向

地域・人のつながりを大切にしたまちづくり

- ●まちづくりに関わるリーダー的な人材、グループの育成や支援 を行い、町民がまちづくりを具体化しやすい環境づくりを推進 し、横並びの施策でなく、町民と協働して特色のある事業を展 開していきます。
- ●家庭、学校、地域等と連携を図りながら、あらゆる機会をとら えて人権教育を推進し、感性豊かな人づくり、地域づくりから 人権文化の誇れるまちづくりを推進します。



1「ふるさと」をつくる人材育成の推進

- 町民・行政の協働のシステムづくり
- 地域コミュニティの活性化
- 2 人権教育と啓発の促進
 - 人権教育・啓発の推進
 - 人権尊重社会の実現

3 男女共同参画社会の実現

- 男女共同参画意識の啓発と学習活動の推進
- ともに活躍できる環境の充実
- 社会的条件の整備

4 多様な文化とつながり、交流するまちづくりの推進

- ■国際理解と国際教育の促進
- 地域のリーダーの育成

住民とともにつくる安心して暮らせるまちづくり

- ●災害に備え、被害を抑えることを基本とした災害防止策を進め ることで、確かな危機管理体制を整えます。
- ●地域の自主防災組織の整備、充実を進め、暮らしの安心・安全 につながる地域コミュニティの形成を図ります。
- ●地域での高齢者や児童への防犯対策を推進するとともに、増え つつある空き家への対策、交通安全対策をはじめとする社会や 環境の整備によって安心して暮らせるまちづくりを目指します。



1 体制の確立と機能の強化

- 危機管理体制の充実・強化
- 災害時の緊急対策の充実・強化
- 建築物の耐震化等の促進

2 地域防災力・消防力の強化

- 防災体制の確立
- 防災設備等の整備・充実
- 自主防災組織の充実・強化

3 防犯体制の強化

防犯対策の推進

4 治山治水対策の充実

- 山林の計画的な保全 6 消費者行政の推進
- 河川の計画的な保全

5 交通安全の推進

- 交通安全対策の推進
- 交通安全意識の高揚

■ 消費者啓発と体制の充実

地域資源を活かし「いちかわ」の魅力を高めるまちづくり

- 地域資源の発掘や魅力ある地域産業づくりに取り組むとともに、 新たな取り組みへの挑戦や起業・創業に対して支援を行います。
- 農業基盤の整備、農業振興地域整備計画を見直すとともに、就 農人□の拡大を図るため、農業体験や研修、セミナーなどを実施・ 支援することにより、農業後継者の育成・定住に努めます。
- ●観光交流センターを拠点として、観光をきっかけとした定住の魅力発見、観光資源のネットワーク化により地域の魅力アップを図り、交流人□の拡大に努めます。
- ●豊かな自然環境を守っていくために、環境にやさしいまちづくりを目指します。

1 交流の促進と地域産業の振興

- 地域産業等の販路拡大の促進
- 都市との交流の戦略
- 資源の発掘と再評価
- ふるさと市川応援寄附金事業の充実
- 産業基盤の整備

2 循環型社会への住民意識の高揚

環境情報の発信と学習機会の提供

3 再生と再利用への取り組み

- 住民意識の高揚と体験機会の提供
- 「環境の5R」の徹底

4 水辺と里山の保全

- ■野山の整備と活用
- 河川等の整備と活用

4 快適で住みよい定住できるまちづくり

- 県・町・地域が連携し、地域の課題や二一ズに対応するため計画的・ 効率的に道路改良・維持に取り組みます。
- ●下水道の整備については、人口減少等を踏まえ、供用を開始している 地域も含めて生活排水処理計画を見直し、本町にとって最適な方向で 全域整備に向けて取り組む方針です。また、上水道については、安全・ 安心な水を供給するため、上水道の経営戦略を策定し実行します。

■ 同産アイアンヘッド発祥の地 いちかわ

SHEW

到斯里里

- ●町民の方が少しでも利用しやすい公共交通機関の、運行形態の改善と環境の整備に取り組みます。
- ●地域の実情に合った土地の利活用を推進し、遊休地や空き家等の有効利用、また、宅地開発などに努め、住みよい定住できるまちづくりを目指します。

1 生活排水対策の推進

- 下水道事業の推進
- 下水道の維持管理

2 水道水の安定供給

- 安全・安心な水の供給
- 水道事業の効率化

3 道路・交通網の整備

- 広域・幹線道路網の整備
- 生活道路網の整備
- 身近な道路環境の整備

4 公共交通機関の整備

- 駅周辺環境の整備
- コミュニティバスの充実

5 情報行政サービスの向上

- 電子自治体の推進
- 地域情報化の推進

6 土地利用・住環境づくりの推進

- 土地利用と住環境の整備推進
- 町営・県営住宅の維持

5 地域のちからで支え合う福祉のまちづくり

- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健康に暮らせるよう、地域での助け合いの仕組みづくりを進めます。
- ●日常的な生活支援や相談体制の充実と併せて、地域活動や就業等の社会参加によって地域活性化を図ります。
- 若い世代の結婚支援や、出産、子育てをしやすい環境整備を図り、安心して子育てできる体制づくりに努め、若い世代が仕事と子育てとの両立ができる環境づくりを目指します。



- ♪介護予防の推進と健やかな生活がおくれる支援の充実
- 介護保険サービスの適正な運用と充実
- 生きがいづくりと社会参加の促進
- ■高齢化に対する住宅の整備促進

4 子育て環境の充実

- 結婚や出産に結びつく支援
- 子育て環境の充実

1 健康づくり・医療の充実

- 健康づくりの推進
- 食育の推進
- ■医療の充実
- 国民健康保険の健全な運営

2 地域福祉・障がい者福祉の充実

- 地域福祉の充実
- ■障がい者福祉の充実
- 低所得者福祉の充実

6

次世代の教育と豊かな心を育むまちづくり

- ふるさと市川や兵庫を愛し、自己実現を図る自立した人づくりを 目指すため、教育施設の環境整備と質の向上に努めます。
- ●町民が学習意欲に応じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会 の形成を目指します。
- ●若い世代に対して郷土への愛着と誇りが持てるような地域学習を教育現場で 推進するとともに、郷土の伝統文化、郷土芸能等の継承を支援し、個性あふれる地域文化の創造を推進します。
- ●町民がいつでも気軽にスポーツを楽しめるように、生涯スポーツ環境の充実を図ります。



1 就学前教育の充実

- 家庭や地域での幼児教育の向上
- 就学前教育施設の総合的検討

2 学校教育の充実

- 教育内容の充実
- 学校、家庭、地域との連携の強化
- 教育環境の充実

3 生涯学習の充実

- 学習の場と学習内容の充実
- ■芸術・文化活動への支援
- ■郷土文化の継承

4 生涯スポーツの充実

- スポーツ団体と指導者の育成
- スポーツイベントの開催
- ・施設の整備

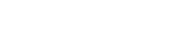
5 自主的な活動に対する支援

• 自主的な活動に対する支援



7 まちづくり計画の推進

- ●町民と行政が新たなパートナーシップを確立し、協働してま ちづくりを進めていくため、町民に開かれた町政を目指します。
- 変化する社会情勢に柔軟に対応できる組織体制や環境づくりにより、健全な行政運営を行います。
- 「長期的な視点」、「行政経営の視点」を意識した計画的な財政 運営を行います。
- 事務組合による広域行政や、播磨圏域連携中枢都市圏形成連携協約に基づく行政の共同化と 連携を図ります。



3 広域行政の推進

- 新しい広域行政による連携推進
- 重点的な広域的取り組み

1 町民に開かれた町政の運営

■ まちづくり情報の共有化

2 行財政の効果的・効率的運営

- 計画行政の推進
- ■職員の意識改革と能力開発
- 効果的・効率的な行政運営
- 健全な財政運営



市川町総合計画

発行年月:平成28年3月 発 行:市 川 町

住 所:兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3

電 話:0790-26-1010(代)

編 集:市川町総務課

第2期市川町まち・ひと・しごと創生 総合戦略の概要 ~ 住民の絆を大切に 元気で輝き誇れる"いちかわ"を目指して~

基本的な考え方

◆本総合戦略は、人口減少の抑制と地域経済の縮小にかかる課題を克服 するものであり、長期的には市川町にとって最適な「しごと」を生み出 すことで「ひと」が集まり、その「ひと」が「しごと」をつくり、安心して 暮らせる「まち」を創生していく好循環をつくるという流れを確かなも のにするためのものです。

「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化

「しごと」

- 地域産業の振興と人材の確保 ●地域資源を活かした交流の促進
- 「しごと」の創生に向けた連携 構築・条件整備など

「ひと」

有用な人材確保・育成、結婚・出 産・子育てへの切れ目ない支援 ●子どもたちが愛着と誇りを持 てるまちづくりによる次世代

の「ひと」の創生など

計画期間

- 「まち」 ●地域の特性に即した課 題の解決
- 地域の絆づくりによる、 安全・安心の確保
- ●「まち」の集約、公共 交通の再構築など

- ◆新規就農者支援事業
- ◆農業経営の強化、農業法人の育成
- ◆農業体験教室等の開催

⑤農林業の経営基盤の強化

- ◆ 6次産業化の取り組みの推進
- ◆ 耕作放棄地の活用
- ◆農業振興地域整備計画の見直し

基本目標① 市川町における地域産業の振興と「しごと」の創出

創業者数(新規就農含む):6年間で50人

①まちのPRと特産品の販路拡大及び地域ブランド力強化の推進

- ◆特産品の開発・販路拡大・まちのPR事業
- ◆情報発信拠点の整備・活用
- ◆ゴルフを主軸としたイベントの開催

②起業、創業の拡大推進

◆町、商工会、地元金融機関の連携強化による創業支援事業

③地元事業者の売上拡大、活性化支援

- ◆経営発達支援事業
- ◆ふるさと納税の推進

4 農林業を担う人材・経営体の育成

- ◆「オーガニックタウン」を目指し、有機農業や産業の支援

基本目標③ 若い世代が魅力を感じる子育て環境の実現

出生数:平成30年度39人→令和7年度45人に増やす

①安心して子どもを生み育てる施策の推進

- ◆母子保健相談事業の強化
- ◆子育て世代包括支援事業の充実

②安心して子育て・教育ができる環境整備

- ◆子育て支援施設の利用促進
- ◆教育環境の整備·充実
- ◆特色ある教育の推進

③什事と家庭生活との両立支援

- ◆学童保育内容の充実
- ◆病児・病後児保育事業の推進
- ◆男女共同参画の推進
- ◆孫育て応援事業

4経済的負担の軽減策の推進

- ◆妊産婦等健康診査・特定不妊治療費・予防接種等の助成
- ◆多子世帯支援事業
- ◆医療費助成事業の拡充
- ◆学校給食費の助成
- ◆体操服購入費の助成

第2期総合戦略の策定の経過

◆第1~6回「市川町まち・ひと・しごと創生本部会議」開催

(2020)年度~令和7(2025)年度の6年間とします。

◆「第2期市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間は、令和2

- ◆第1~2回「市川町総合戦略会議」開催
- ◆「庁内総合戦略等推進チーム会議」開催
- ◆「市川町まちづくりに関するアンケート」実施

第2期総合戦略の推進体制等

基本目標② 市川町への誇り・愛着を生み出し、新しい「ひと」の流れをつくる

社会増減数(転入数から転出数を引いた数): 平成30年度△113人→令和 7年度△90人程度にとどめる

①土地・施設の利活用

◆空き公共施設・遊休地の利活用の推進

②都市圏からの移住促進

- ◆空き家、古民家利用施策の推進
- ◆引っ越し支援事業
- ◆ホームページの充実

③若い世代に対する定住促進施策の推進

- ◆若者向けの住宅取得等の支援
- ◆若者遠距離通勤者助成事業

④ふるさと意識、郷土愛の醸成

- ◆小学校での地域学習の推進
- ◆町花「ひまわり」など、のどかな風景を活かした四季の彩り創出
- ◆地域の伝統行事、郷土芸能など、町民の心と地域を結ぶ「地域文化」への支 援、PR

住民アンケートで「市川町のことが好き」と答えた住民の割合:令和元年

度54.8%→令和7年度60%

基本目標(4) 時代に合った地域をつくり、安心して暮らせる「まち」づくり

①地域交流活動の促進

◆地域活性化取り組み団体へのサポート

②公共交通機関の整備

- ◆公共交通の充実
- ◆駅施設の環境改善

③高齢者が元気に暮らせる社会の実現

- ◆住宅リフォーム(バリアフリーに係るもの)への支援
- ◆高齢者の交通安全対策
- ◆高齢者見守りサービスの向上

4健やかな暮らしの実現

- ◆健康増進施策の推進
- ◆スポーツ活動の推進
- ◆ゴルフによる認知症予防施策

⑤生活環境の改善

- ◆生活道路と河川の環境整備
- ◆生活排水処理事業の推進
- ◆危険空き家除却支援事業

4つの「基本目標」

ル)を確立していきます。

きます。

◆「市川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、市川町の実情に合わせ た基本目標と、主な施策と取り組みを次のように設定します。

◆「市川町人口ビジョン」が示す人口・経済の中期的展望を踏まえ、政

策の「基本目標」を明確に設定し、それに基づく適切な施策を内容と

する「政策パッケージ」を提示するとともに、政策の進捗状況につい

て重要業績評価(KPI)で検証し、改善する仕組み(PDCAサイク

検証にあたっては、町だけでなく産業界・行政機関・学会・金融機

関・労働関係・メディア・住民代表などの各代表者からなる推進会議

必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行してい

で意見をいただきながら効果的に施策ができるよう努めます。また、

福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略 【第2期】



令和2年(2020年)3月

福崎町

目 次

	的と位置づけ	
(1)目的		1
(2)総合戦略	8の位置づけと計画期間	2
2. 策定の基本方	5針	3
	と・しごとの5原則を踏まえた施策展開	
	合計画(後期基本計画)との整合	
(3)進め方-		3
3. 人口ビジョン	/の将来展望	4
(1)「福崎町	第5次総合計画」の構成	5
(2)「福崎町	第5次総合計画」の政策による基本目標の設定	6
(3)総合戦略	8の基本目標と目標を達成するための施策の体系	7
5. 福崎町まち・	ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン	
基本目標1	誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり	
基本目標2	結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり	
基本目標3	福崎町への新しいひとの流れをつくる	12
基本目標4	安定して働くための産業振興と雇用をつくる	1 4

1. 総合戦略の目的と位置づけ

(1)目的

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域特性を活かして、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月に制定した「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」に基づき、平成26年12月に「長期ビジョン」を定め、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指すとともに、今後5年間の政府の目標、政策の基本的方向性や施策を示す「総合戦略」が策定された。

また、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、各地方公共団体の実情に沿った「地方版人ロビジョンおよび総合戦略」を策定することが示され、本町においても、人口減少や少子高齢化は、今後一層進展することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが喫緊の課題であったため、これらを踏まえ平成28年3月に福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「福崎町総合戦略」という。)を策定した。

策定にあたり、本町における人口の現状分析を通じて、人口減少に関する各種課題を明確にし、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を盛り込んだ「人口ビジョン」を策定した上で、福崎町総合戦略に位置付ける施策の方向性を示した。

このたび、福崎町総合戦略計画期間の最終年度を迎えるにあたり、地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取り組みを進めることが求められることから、国から示された基本方針や、5年間の取り組みの検証結果、また、社会情勢の変化等を踏まえて、次の5年間の方向性を示す計画への見直しを行うこととした。

特に本町においては、平成31年3月に福崎町の総合的かつ効率的な行財政の運営を図るための基本となる第5次総合計画(後期基本計画)を策定し、人口の現状・将来見通しを踏まえ、令和5年に人口19,500人を維持することを目標に掲げ、基本計画において客観的指標を設定したところである。

これらのことから、第2期福崎町総合戦略では第5次総合計画(後期基本計画)を基本として、本町において各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般にわたる基本目標とそれらに関連する具体的な施策などを設定し、人口減少社会に対応するための取り組み等をアクションプランとして具体的に示すものである。

(2)総合戦略の位置づけと計画期間

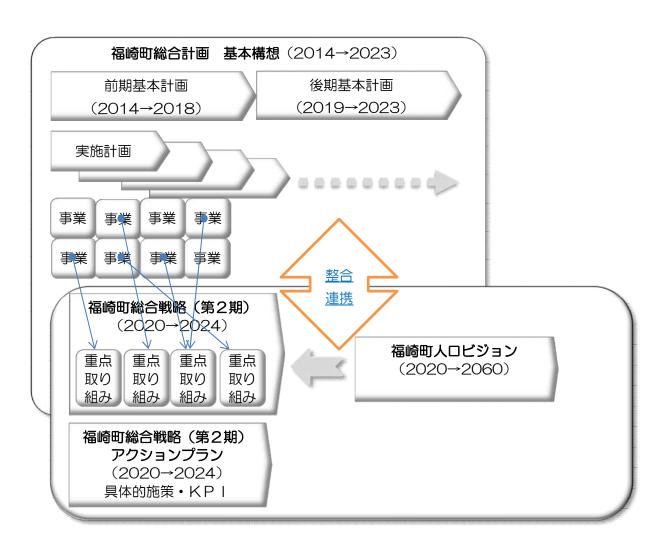
1)位置づけ

第2期福崎町総合戦略は、福崎町第5次総合計画に掲げた本町の将来像「活力にあられ 風格のある 住みよいまち ~住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎~」の実現に向けて定められた6つのまちづくりの柱(政策)に沿って、各種の個別計画との整合を図りながら、分野横断的に取り組む個別計画のひとつとして位置づけ、長期的な課題である人口減少問題の克服を見据え、地方創生を成し遂げていくため、今後5年間の取り組みについてまとめたものである。

また、第2期福崎町総合戦略は社会経済情勢や住民ニーズへ的確かつ柔軟な対応ができるよう、必要に応じて見直しを行うこととする。アクションプランについては、毎年度成果を検証し、必要な見直しを行う。

2)計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。



2. 策定の基本方針

総合戦略には、地域の特色や地域資源を生かした、町民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施することが期待されるため、福崎町自治基本条例及び第5次総合計画に基づき、自治の主体である町民一人ひとりの参画と協働により、調和のとれたまちづくりを積極的に推進していくことが重要であること等を踏まえ、次に掲げる点を重視して取り組むものとする。

(1) まち・ひと・しごとの5原則を踏まえた施策展開

国では、第1期総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」を引き続き重要な考えと位置付けており、 本町も、国の政策5原則を踏まえ、関連する施策の展開を図るものとする。

<国の政策5原則>

- 地方自治体等の「自立性」を支援
- 「将来性」のある取り組みを支援
- •「地域性」を考慮した支援
- ・最大の成果を上げる取り組みに「直接的」に支援
- 数値目標を設定し検証を行う「結果重視」

(2) 第5次総合計画(後期基本計画)との整合

第2期総合戦略策定は第5次総合計画(後期基本計画)を基本として、人口動向を長期的に分析し 将来展望を示す「福崎町人口ビジョン」と、人口維持と地方創生のための次の5年間の目標、施策の 基本的方向性や施策を示す「福崎町総合戦略」及び「福崎町総合戦略アクションプラン」を策定する。

(3) 進め方

町長を本部長とした各課長等で構成する「福崎町まち・ひと・しごと創生推進本部」などの庁内組織および、住民をはじめ、産業界、教育機関、金融機関といった外部有識者等で構成する「福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」を組織する。

総合戦略の推進にあたっては、PDCA サイクル*により推進会議が中心となって、重要業績評価指標(KPI*)を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するほか、毎年度アクションプランの達成度を点検・検証する。

※KPI(Key Performance Indicator): 重要業績評価指標といい、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。
※PDCA サイクル: 計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)のサイクルのことで、ものごとを進める上において、計画と実行、結果の収集と見直しを継続的に行い、その内容を改善しながら次のステージへと進めていくこと

3. 人口ビジョンの将来展望

福崎町人口ビジョンの人口の現状や将来人口推計の分析等をふまえ、本町がめざすべき将来人口の展望は以下に示すとおりである。

	人口の将来展望
中期目標 令和 12(2030)年	合計特殊出生率 1.8 をめざす。(福崎町独自推計*に対し約 500 人増)
長期目標 令和 42(2060)年	人口規模 1.6 万人および生産年齢人口の割合 55%をめざす。(福崎町独自推計に対し約 1.7 千人増)

※福崎町独自推計:基準人口、将来の出生率や出生数の地域補正等を用い、福崎町が独自で推計(「福崎町人口ビジョン」 P20参照)

(参考)

人口減少対策の課題を整理すると次のとおりとなる。

- 〇 中期的には、子育てしやすいまち、企業立地、農業活性化などによる働く場所の確保や、空き家バンク等により定住促進を進め、U·J·Iターンの定着など社会増を継続する効果的な対策の実施が必要である。また、国や県の施策と歩調を合わせ、結婚、出産、子育て、教育について切れ目ない支援を行い、合計特殊出生率を国民希望出生率である 1.8 をめざす必要がある。
- 長期的には、人口減少だけではなく、高齢化による生産年齢人口の減少が課題となる。出生率を高め、転入を増やす取り組みを継続しつつ、女性や高齢者が社会の担い手として、自らの能力を生かして活躍できるよう、就業の場、社会活動の場を充実するとともに、健康づくり、介護予防の取り組みにより、生涯を通じていきいきと活動できる環境を整える必要がある。

4. 基本目標

第2期総合戦略における基本目標は、「福崎町第5次総合計画」の施策を「福崎町総合戦略」の目的に沿って複合的・横断的に再編する形で設定する。

(1)「福崎町第5次総合計画」の構成

第5次総合計画は、以下のとおり構成されている。

基本構想

「基本目標」の「基本理念」では、「さらに住みつづけたいまちをめざし、一人ひとりを大切にし、 福崎町自治基本条例をふまえた自立(律)のまちづくりを基本に参画と協働により、調和のとれたま ちづくりを積極的に推進していく」としている。

「将来像」は「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち ~住んで、学んで、働いて 未来につながる福崎~」としている。

さらに「まちづくりの主体像」では、「住民や自治会等の団体、大学・事業所、町行政などこれからの福崎町を構成する各々の主体は、対等協力関係にあって互いに役割を担いながら、まちづくりを進める。」とし、「町民」と「町行政」の役割を明記している。

「将来人口」では、「良好な住環境の充実や子育て支援をさらに進め、"福崎らしさ"づくりに取り組みます」、また、「福崎町でのまちづくりとしての人口は、住む人とともに通勤・通学する人、さらに町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など(福崎応援民)、福崎町を想うすべての人々とします。その人々を福崎"つながり人(びと)" とよびます。福崎町の魅力を町民が気づき町外にもその魅力を発信し続け、福崎"つながり人(びと)"を維持し、さらには増加させることをめざします。」としており、定住人口とともに交流人口についても方向性を示している。

基本計画

「基本構想」の6つの「まちづくりの基本方向(政策)」ごとに34の「施策」を体系的に示している。

(2)「福崎町第5次総合計画」の政策による基本目標の設定

総合計画

政策(まちづくりの柱)

- 地域づくり・行政 (参画と協働)
 - 2 教育・文化(ひとづくり)
 - 3 生活·環境 (安全)
- 4 健康・医療・福祉 (安心)
 - 5 産業振興 (活力)
 - 6 まちの基盤(利便・快適)

総合戦略

基本目標1

誰もが住みやすく、いきいき と安心して暮らせるまちづ くり

基本目標2

結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり

基本目標3

福崎町への新しいひとの流れをつくる

基本目標4

安定して働くための産業振 興と雇用をつくる

(3)総合戦略の基本目標と目標を達成するための施策の体系

総合戦略の基本目標と目標を達成するための施策を、総合計画に掲げる施策を踏まえ体系化すると以下のとおりである。

基本目標	目標を達成するための施策
1 誰もが住みやすく、いき いきと安心して暮らせ	(1)住民主体のまちづくり
るまちづくり	(2) いつまでも健やかに暮らせる健康社会づくり
	(3)誰もが安心して暮らせるまちづくり
2 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり	(1)安心して結婚、出産ができる環境づくり
	(2)子育て支援
3 福崎町への新しいひとの 流れをつくる	(1)移住・定住の促進
	(2)観光振興、民俗学のふるさとづくりの推進
	(3)連携中枢都市圏等の新たな広域連携の推進
4 安定して働くための産業 振興と雇用をつくる	(1)農業の活性化に向けた取り組みの展開
	(2)地域と一体となった商工業の振興促進
	(3)希望や生きがいをかなえる働き方の創出

5. 福崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン

基本目標1. 誰もが住みやすく、いきいきと安心して暮らせるまちづくり

住民や地域主体のまちづくりを推進し、いつまでも健康で暮らせるまちづくり、誰もが安心して暮 らせるまちづくりを進める。

【数值目標】

指標	基準値	目標値
「住みよい」と感じる住民の割合	86.8%	90.0%
「住みよい」と思しる住民の割占	(H30 住民アンケート)	(R5 住民アンケート)

(1)住民主体のまちづくり

住民自らが地域の課題について考え解決する主体的な取り組みや、活動の場づくりへの支援を 行い、地域の活性化を促進するとともに住民主体のまちづくりを推進する。

具体的な施策と主な事業

- (ア) 地域交流の推進
 - ・自立(律)のまちづくり交付金事業 ・地域交流広場事業
 - 介護予防ふれあい事業(ふくろうの会、ミニデイサービス等)

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
自立(律)のまちづくり取り組み自治会数	33 自治会	33 自治会
地域ふくろうの会参加者数	734人	1,000人

(イ)大学等との連携の推進

- 学童親子運動教室
- ・ 認知症総合支援事業 (認知症カフェ)
- 部活動指導員配置事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
大学との連携事業数	6件	7件

(2) いつまでも健やかに暮らせる健康社会づくり

誰もが受診しやすい健診体制の整備と健診に対しての意識啓発を行い、受診率の向上をめざす とともに、疾病の重症化や感染予防のため予防接種の勧奨に努める。

また、様々な健康づくりの情報や機会を提供し、住民の自主的な健康づくり活動を支援すると ともに、健康づくりと一体的に食育事業を推進する。

具体的な施策と主な事業

- (ア)健康寿命の延伸(健康・医療のまちづくり)
 - 健診体制の整備と健診意識の啓発
 - 医療機関との連携強化事業
 - 介護予防についての知識の普及と啓発
 - 老人大学事業

- 健康增進 食育推進事業
 - ・ 予防接種の勧奨・助成事業
 - 老人福祉事業
 - 各種スポーツ大会や教室の開催

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
特定健診受診率	38.9%	50.0%
健康・食育教室等参加者数	6,496 人	7,000 人
社会体育施設利用者数	126,931人	140,000人

(3) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

年齢、性別、障がい、文化の違いにかかわらず、誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、 一人ひとりが持てる力を発揮できる社会づくりを推進するとともに、防災・減災対策に努め、災 害に強いまちづくりを推進する。

具体的な施策と主な事業

- (ア) ユニバーサル社会づくり
 - ・巡回バス運行事業
- 移動販売車運営事業
- ・外出支援サービス事業
- ・JR 福崎駅駅舎バリアフリー化事業
- ・ 認知症高齢者支援対策の推進
- ・人生いきいき住宅助成事業
- 地域生活支援事業 (障がい者の社会参加・交流の促進)
- 基幹相談支援センター事業
- 共牛型サービス事業
- 国際交流推進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
巡回バス利用者数(日平均)	64人	85人
認知症サポーター養成人数	268人	600人
日本語サロン平均受講者数	25人	30人

(イ) 防災・減災の推進(災害に強いまちづくり)

- ・雨水幹線整備事業(川すそ、直谷第2) ・ため池整備事業
- 防災行政無線戸別受信機整備事業
- 避難行動要支援者支援事業

・緊急通報システム事業

• 住宅耐震改修促進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値(R6)
個別支援計画作成率(累計)	_	100.0%

基本目標 2. 結婚、出産、子育てのしやすい環境づくり

若い世代が安心して結婚、子育てができるよう妊娠期から子育て期にかけて包括的・継続的な相談 支援体制を構築する。また、子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るとともに、多様な働き方に対 しての支援を推進する。

【数值目標】

指標	基準値	目標値
出生数	148人 (H30)	180人 (R6)
「子育てしやすいまち」と思う人の割合	55.3%	70.0%
「子自てしたすいなり」と心り人の剖白	(H30 住民アンケート)	(R5 住民アンケート)

(1)安心して結婚・出産ができる環境づくり

出会いや成婚につながる活動を支援するとともに、安心して妊娠、出産、育児ができるよう 相談や健診等を充実させるとともに、経済的負担の軽減のための支援を行う。

具体的な施策と主な事業

- (ア) 出会い・結婚サポートの推進
 - 婚活支援事業

(イ)妊娠・出産への支援

- 特定不妊治療費助成事業
- ・不育治療費助成事業・産後ケア事業

- ・産前産後サポート事業 ・妊婦健診費助成事業 ・保健センターの土曜日開庁

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
妊娠成立件数	5件	10件

(2) 子育て支援

乳幼児期から学童期までの子どもの健やかな成長を支援するため、子育て支援者と連携し、相 談業務等の充実を図るとともに、子育て世代のニーズに合った支援施策を実施する。

具体的な施策と主な事業

- (ア) 子どもの健やかな成長支援
 - 乳幼児健診事業
- ・子育て相談・教室・子育て支援センター事業
- 予防接種事業ブックスタート事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
子育て相談・教室利用者数	2,651 人	3,000人
子育て支援施設利用者数	18,975人	20,000人

(イ) 子育て家庭への支援

・乳幼児・こども医療費助成事業

• 学童保育事業

• 放課後子ども教室事業

• 延長保育事業

• 一時預かり事業

• 病児保育事業

・公園の整備

・保健センターの土曜日開庁(再掲)

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
学童保育利用者数(月 1 回以上利用者)	327人	350人



基本目標3. 福崎町への新しいひとの流れをつくる

空き家や土地利用の活性化を促進し、観光資源の効果的な活用や官民連携による文化財を活用した 文化・観光のまちづくりを推進するとともに、本町の魅力を効果的に情報発信し、交流人口の増加及 び本町への移住・定住の促進を図る。

【数值目標】

指標	基準値	目標値
転入超過数	47人 (H30)	50人 (R6)
観光入込客数	418千人 (H30)	500千人 (R6)
JR福崎駅乗車数	611千人 (H30)	650千人 (R6)

(1)移住・定住の促進

空き家の利活用、市街化調整区域の有効な土地利用を促進するとともに、移住への支援を行い、 UIJターンのしやすい環境を形成する。

具体的な施策と主な事業

(ア) 空き家の利活用促進

・空き家利用促進事業(農地付空き家含む)・空き家再生等推進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H27~H30)	目標値 (R2~R6)
空き家入居数(累計)	39件	50件
農地付空き家等利用件数(累計)	<u> </u>	5件
空き家バンク登録数(累計)	25件	25 件
空き家バンク成約数(累計)	5件	10件

(イ) 土地利用等の活性化の推進

- 特別指定区域制度活用事業
- ・ 民間開発の誘導
- 福崎駅周辺への生活利便施設の誘致

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値 (R2~R6)
新規居住者区域への移住件数(累計)	_	10件

(ウ) 移住への支援

• 移住支援事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値 (R2~R6)
就業等促進移住支援金支給件数(累計)		5件

(エ) ふるさと意識の醸成

・ふるさと教育事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値
	68.3%	85.0%
住み続けたいと思う住民の割合 	(H30住民アンケート)	(R5 住民アンケート)

(2) 観光振興、民俗学のふるさとづくりの推進

地域にある観光資源を活用した事業を展開するとともに官民連携による観光交流センターを 核とした交流とまちの活性化、三木家住宅の宿泊施設への改修や、それに伴う収蔵施設の整備 など文化財を活用した文化観光のまちづくりを推進する。

また、ホームページやSNSなどで地域の魅力や観光情報などを積極的に発信する。

具体的な施策と主な事業

- (ア) 観光資源の発掘、育成、活用
 - ・地域資源の発掘、育成、活用事業・妖怪ベンチGP事業
 - 三木家住宅、辻川界隈歴史・文化館活用事業(官民連携)

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (~H30)	目標値 (R2~R6)
妖怪ベンチ設置数(累計)	14基	23基

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値(R6)
宿泊者数(三木家住宅、歴史・文化館)	_	2,000人
レストラン利用者数(三木家住宅)	_	6,000人

(イ)魅力ある観光の推進

- ・多言語案内の推進・観光客向けアプリ導入事業
- ・観光交流センターを拠点とした交流・まちの活性化事業(官民連携)

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
観光交流センター利用者数	_	100,000人

(ウ) 地域の魅力発信

・ 地域の魅力発信事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値(H3O)	目標値(R6)
観光協会ホームページアクセス件数	134 千件	200 千件

(3) 連携中枢都市圏等の新たな広域連携の推進

連携中枢都市圏の市町の観光スポットを広域的に紹介することにより、来訪者の増加を目指す とともに、同圏の市町の施設を相互利用することにより住民の利便性の向上を図るなど、播磨圏 域連携中枢都市圏ビジョン※を推進する。

具体的な施策と主な事業

- (ア)播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの推進
 - ・ 広域観光連携事業 ・ 公共施設の相互利用促進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H27~H30)	目標値 (R2~R6)
図書館町外登録者数(累計)	4,011人	2,000 人

※播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン:姫路市を中心市とした8市8町で構成する連携中枢都市圏において、播磨 圏域が目指すべき将来像や連携協約に基づき推進する具体的な取り組みをまとめたもの

基本目標 4. 安定して働くための産業振興と雇用をつくる

福崎町商工業振興基本条例※に基づき、既存産業とともに地域経済に活力をもたらす企業・事業の 育成や支援などにより地域産業の強化に取り組むとともに、福崎町東部工業団地の拡張を進め安定し た雇用を創生する。

また、農業の活性化に向けた取り組みや新しい農業経営の支援に努める。

【数值目標】

指標	基準値	目標値
事業所数	971 者 (H28)	1,000 者 (R6)
従業者数	11,729人 (H28)	12,000人(R6)

〇指標の基準値は、「平成28年度経済センサス-活動調査」の調査結果

※福崎町商工業振興基本条例:商工業の振興を図るための目的、行政・商工業者・商工団体の役割と責務、さらに 町民の理解と協力など基本理念を定めた条例

(1) 農業の活性化に向けた取り組みの展開

新規就農者や意欲ある担い手の確保・育成を行うとともに、特産品もち麦の健康機能を前面に 押し出したブランド化を確立することにより、もち麦の消費拡大、6次産業化※の拡大を図り、 生産者の農業経営の安定につなげる。

具体的な施策と主な事業

(ア) 農業基盤の整備

• 担い手の確保 • 育成事業 (新規就農者確保事業)

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H27~H30)	目標値 (R2~R6)
新規就農者数(累計)	3人	5人

(イ) 新しい農業経営の展開

- ・特産品ブランド化事業
- ・6 次産業化事業・農業生産法人の育成
- 営農組合広域化促進事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H3O)	目標値 (R6)
もち麦収穫量	100 t	100 t
6 次産業化商品売上高	2,642 千円	5,000 千円

※6次産業:農畜産、水産物の生産(第一次産業)だけでなく、食品加工(第二次産業)、流通、販売(第三次 産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた 付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。

(2)地域と一体となった商工業の振興促進

ホームページ等による工業団地の空き情報の提供を行い、福崎町東部工業団地の拡張を進める など、安定して働くための産業振興と雇用の場づくりを推進するとともに、企業の生産性向上を 促進する。

また、商工会と連携し、起業創業などの支援を行い、新たな雇用創出に繋げる取り組みを行う。

具体的な施策と主な事業

(ア) 商業の活性化

• 小規模商業店舗活性化事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)
商工会会員数	549者	560者

(イ) 工業の活性化

・工業団地空き区画への企業誘致 ・工業団地拡張事業

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H27~H30)	目標値 (R2~R6)
工業団地新規区画数(累計)	○区画	2区画

(ウ) 中小企業への支援

・創業支援事業 ・中小企業支援事業(生産性向上の促進)

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H27~H30)	目標値 (R2~R6)
創業支援者数(累計)	10人	10人

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R6)
先端設備等導入計画の認可件数	11件	10件

(3) 希望や生きがいをかなえる雇用の創出

パンフレットやホームページによる工業団地の紹介及び商工会やハローワークなどと連携し、 求職情報の提供や地元企業の就職面接会・相談会の開催などを実施する。

また、誰もが社会の一員として希望や生きがいを持てるよう再就職や起業等の支援を図る。

具体的な施策と主な事業

(ア) 就労支援

- 工業団地等情報発信事業
- 地元企業への就労支援事業
- ・子育て後の再就職支援事業 ・障がいのある人への就労支援事業
- ・連携中枢都市圏「企業・大学・学生マッチング」事業への参加
- 新規就農者確保事業(再掲)

重要業績評価指標(KPI)	基準値 (H3O)	目標値 (R6)
工業団地従業者数	4,342 人	4,500 人
ホームページアクセス件数(工業団地分)	6,667件	8,000 件
女性の働き方セミナー年間受講者数	9人	10人